

上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金交付要綱

〔令和6年3月15日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 市は、介護人材の確保のため、外国人技能実習生等を雇用する事業者であって、当該外国人技能実習生等に使用させるための生活に必要と認められる物品（以下「生活必需品」という。）を購入し、及び設置したものに對し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、その交付に係る手續にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下この項、第14条及び第15条において「規則」という。）第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手續以外の事項にあつては規則第18条から第23条までに定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「外国人技能実習生等」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格を有する者をいう。

2 この要綱において「介護サービス事業者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。

(補助金の交付を受けることができるもの)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 介護サービス事業者（その事業所が県又は市から指定を受けている者に限る。）

イ 上尾市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年上尾市規則第9号）第2条第1項に規定する基準該当居宅サービス事業者

(2) 市内において別表第1の右欄に掲げるサービス又は事業を実施する事業を行うものであること。

(3) 第7条の規定による申請をした日から同日の属する年度の3月31日までに生活必需品を新たに購入する予定であること。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業 別表第2に掲げる生活必需品その他市長が必要と認める物を購入し、及び設置する事業

(2) 補助対象経費 前号の事業に要する経費（同号の事業に係る保証に要する経費は除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と25万円とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付の限度)

第6条 補助金の交付は、補助対象事業に対する補助金の交付を受けた1事業者当たり、一の年度において1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長の定める期日までに、上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 雇用契約書又はこれに類するもの

(2) 購入しようとする生活必需品に係る見積書又はこれに類するもの

(3) 代理人が申請する場合にあっては、委任状

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等の決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、その結果を、当該申請をした者に対し、上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費を変更し、又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微なものを除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した生活必需品（前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）のあった日から5年を超えているものを除く。）を処分しようとする場合においては、速やかに市長に報告しなければならないこと。

（申請事項の変更）

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により申請した事項について変更（市長が定める軽微なものを除く。）しようとするときは、遅滞なく上尾市外国人技能実習生等生活必需品変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、同条の規定により申請した補助金の額を変更しようとするときは、当該交付決定に係る交付すべき補助金の額を超えてはならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請は、第7条の規定による申請をした日の属する年度の3月31日までに、これを行わなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、上尾市外国人技能実習生等生活必需品

購入費実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 外国人技能実習生等が居住する住宅に生活必需品を設置したことを確認することができる写真
- (3) 外国人技能実習生等の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助対象経費が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、上尾市外国人技能実習生等生活必需品購入費補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限の緩和期間)

第14条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、当該補助事業の完了後5年とする。

(関係書類の保管)

第15条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に購入した生活必要

品から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

サービス又は事業の大分類	サービス又は事業の小分類
法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス	法第 8 条第 7 項に規定する通所介護
	法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション
	法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護
	法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護
	法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス	法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護
	法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護
	法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護
	法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護
	法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
	法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスのうち、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 64 条第 1 号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護
法第 8 条第 26 項に規定する施設サ	法第 8 条第 27 項に規定する介護福祉施設サービス

サービス	法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス
	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービス
	法第8条第29項に規定する介護医療院サービス
法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス	法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
	法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
	法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
	法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
	法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
	法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
	法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業

別表第2（第4条関係）

ダイニングテーブル及びチェア
食器戸棚

生活必需品	衣装棚
	ベッドフレーム及びマットレス並びにこれらに類するもの
	洗濯機
	掃除機
	エアコン
	ガステーブル
	炊飯器
	電子レンジ
	冷蔵庫
	テレビ